

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻102号 00/11 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659-0001 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5-3-16 テーラービル3F

大阪高裁控訴審 控訴人芦屋市教委は貧弱な控訴理由書しか提出できず

去る八月二四日、大阪高裁で第一回の控訴審が開かれた。昨年九月三〇日に、強制配転処分において私たちが全面勝訴した神戸地裁判決を不服として、翌十月一日に芦屋市教委は大阪高裁に控訴しました。原告団や市芦分会の、「判決を真摯に受けとめ、十三年を越える事件の解決をはかるためにも、控訴をするな!」との要請を一顧だにせず、即日に控訴を決めたものです。以来、十ヶ月あまりも経過してやっと控訴審が開始されたのです。

当日は市芦救援会・支援する会会員や兵高教組合員、卒業生など多数の人が傍聴席を埋め、故玉本会長の遺影を心に抱いて緊張のうちに裁判を見守ることとなりました。

しかし、控訴人市教委は十ヶ月間かけても、そまつな控訴理由書しか書くことが出来なかつたのです。公判当日になって準備書面(一)を提出した芦屋市教委側代理人寺内弁護士は、さらに書面の追加があると申し出ました。これに対して見満裁判長が、「その書面はいつまでに出せるのか」と、きつく督促しました。寺内弁護士の答えはしどろもどろの言い訳に終始し、「議会もあって、十一月の」と言いかけたとき、裁判長に「そんな悠長なことではしてられない」「こちらで期限を切りますから、次回の公判期日を決めましょう」と、叱責に近い言葉で引き延ばし策を一蹴され、次回公判日程が決まりました。そして公判日程から逆算して、「十月十三日までに書面を提出して下さい」と約束させられ、その上「期限はきちんと守って下さいよ」と寺内弁護士は念押しされました。

わずか十分ほどの法廷でしたが、処分者側のずさんさと控訴理由の薄弱さ、いならずらに引き延ばしを謀る姿だけが鮮明となりました。さらには、この日処分者側は代理人以外誰一人として姿を見せることはありませんでした。私たちは早期の原審判決支持を求めて控訴審闘争に臨みますので、皆様の今後一層のご支援をよろしく願います。なお、次回は十一月二一日一三時一五分からです。

もくじ

市教委側代理人、裁判長に叱責される!	市芦救援会事務局	2
転任処分事件: 控訴理由書への反論	弁護団	3
懲戒処分事件: 控訴理由書(神戸地裁判決批判)	弁護団	5
夜間定時制を守る闘い: 最も人間的な場を守れ!		10

11月21日1時15分 市芦裁判第二回控訴審 大阪高裁74号法廷
11月23日2時30分 神戸の夜間高校を守る会 第2回集会
神戸市勤労会館(JR三宮東南)403・404

【控訴審傍聴記】
 「そんなに悠長なことやつとられない」、市教委側代理人、裁判長に叱責される！

珍しい光景を目にした。芦屋市教委側代理人寺内弁護士が裁判長から「そんな悠長なこととはやつとられない！」書面提出期限は必ず守って下さい！」と叱責されたのである。

芦屋市教委側は昨年一〇月の控訴から七ヶ月以上経過した今年六月八日に、ようやく転任処分事件(行コ第一五号)の控訴理由書(一)(といっても二が出たわけではない)を提出した。この控訴理由書は、これが七ヶ月も費やして作成された書面かと思われるほど貧弱で、市教委にとつても恥ずかしい内容のものだった。

この控訴理由書の提出を待つてようやく第一回公判期日が決定された。こんなつまらない書面を出すのにこんなに時間がかかるか？と、これこそ芦屋市教委の面目躍如たるものとはいえず、控訴審の引き延ばしというたいそうなものではなく、ただ単にまともな控訴理由がなかっただけのこと。

これに対し、私たちは村田・在間両弁護士により作成された明解な反論の準備書面を提出し一蹴した。すると、公判当日にな

つてこれまたつまらない準備書面(一)が提出された。概ね「転任処分取り消しの訴えの利益はないから原判決を取り消せ」というものであった。この書面と一緒に提出された書証は「教諭の身分を保有したままの、学校から学校への転任処分」の判例三件だった。教諭職を解任して指導員に身分変更したという全国にも例のない本件訴訟とは全く関係のない書証であり、何の立証にもなり得ていない。判例三件が書証として提出された意味はまったく不可解であり、裁判官をも侮るものである。

公判廷で、私たちは早期結審・早期判決を要求した。一連の主張を書面で出し合つて、次回一月二日に第二回控訴審に臨むことになった。

その後の一〇月一三日、市教委側から準備書面(二)と書証が提出された。準備書面は神戸地裁での最終準備書面の項目だけを間引いて並べたような内容だった。

転任処分に関する処分者の主張は、概ね「一市一校で人事停滞していた市芦の人事を活性化させるための計画交流人事であった。長期にわたつて学校へ復帰させなかったのは、復帰の機会がなかった上に大震災の影響によるものであつて不当労働行為ではない」というものであった。前半は従来からの主張のつまみ食いであり、後半は原審でも主張したことのない見苦しい言い訳

である。

言い訳に「阪神大震災」を利用したのは、あまりに智恵のないことであつた。大震災と人事異動がどう関係あつたのか、本当に復帰の機会がなかったのか、詳しく披瀝してもらいたいものだ。(反論の素材は山ほどある。)むしろ、教育現場では深いケアが求められ、多数の復興教員が配置された事実すら眼中になく、震災の与えた教育現場への影響への顧慮など一切なかったことを白状したものである。

また、一緒に出された書証にしても「体育科の教諭を社会教育主事として青少年野外センターに配置し、三年で教諭に復帰させたのが違法ではない」と判断された判例(高知地裁)である。これは既に神戸地裁で証拠として提出され、詳細に反論と指摘がなされている。つまり、この判決は、「ほぼ3年で復帰させている」「同様の異動は長年続けられた実績があり恣意的運用が入る余地がないものであつた」「3年間という短期間であつたとしても違う職に異動させるわけであるから慎重かつ本人への説得・説明が十分になされなければならぬ」というもので、私たちの「恣意的で」「長期にわたる」「不当労働行為」としての転任処分とは大きく異なつていて、むしろ私たちへの転任処分の違法性を一層際立たせる書証である。こうした書証を二度ま

でも見苦しく出さざるを得ないところに、控訴人市教委の追いつめられた姿がある。

配転事件の陰に隠れてはいるが、市芦高校弾圧の皮切りとなつた事件で、組合側が控訴した懲戒処分事件(行コ)第一六号の審理も並行して進んでいる。控訴理由書(本号掲載)で原審(神戸地裁判決)を厳しく批判し、明解に私たちの主張を展開している。逆転勝訴に向け、力強く反抗が進められている。

芦屋市教委は本件処分をはじめとする市芦への教育弾圧によって、学校から教育をなくし、今また学校そのものをなくそうとしている。二重・三重の闘いを迫られている中で、私たちは早期結審、完全勝利をめざして公判闘争を闘っています。

市芦救援会事務局

平成一一年(行コ)第一五号
 転任処分取消請求控訴事件
 準備書面

(控訴人の控訴理由書(一)に対する反論)

一 本件処分の不利益性について
 まず控訴人は、本件処分の不利益性について原判決の判断を非難している。しかし控訴人のいずれの主張を見ても

何ら有効な批判たり得ていない。

右の点に関する控訴人の原判決の引用において正確性を欠くので、原判決の認定(原判決一〇二頁以下)に沿つて以下反論する。

第一に、控訴人が(根拠1)とする点について検討する。

この点、原判決は、本件転任処分により、教諭たる被控訴人らに支給されていた「教職調整額」及び「教員特別手当」が支給されなくなった旨指摘して、その不利益性を肯定している。これに対する控訴人の主張は、被控訴人らが「市芦高に勤務する教職員に該当しない」ために支給されなくなったのであるから「直接の法的効果としての不利益」ではない、旨主張する。しかしながら、控訴人の右主張の意味は不明という他ない。いずれにしても、本件処分の結果右の各手当等の支給がなされなくなったのであるから、その不利益性は否定すべくもない。

第二に、原判決が次のように認定している点についてである。即ち、「高等学校の教諭が、免許資格を要し、学校教育に関する専門的な知識、経験を必要とする教育職員であるのに対して、本件転任処分は、これと業務内容を異にする事務職員への転任であること」とする部分である(控訴人はこの点を「根拠3」とし

ている)。控訴人のこの点についての非難は、その意味は必ずしも明確でないが、要は「事務職員といえども『教育』とは無関係ではないから」不利益ではない、との趣旨と理解できる。しかし、原判決が認定しているように、「免許資格を要し、学校教育に関する専門的な知識、経験を必要とする教育職員」から「これと業務内容を異にする事務職員」への身分変更の不利益性が認められるのであり、その不利益性が「教育とは無関係ではない」ということによつて払拭できるものではない。全く的はずれも甚だしい。

次に第三に、原判決が次の如く認定している点についてである。即ち、原判決は、指導員への転任処分について「芦屋市において前記(2)の場合以外に教諭として学校教育に従事してきた教員が指導員へ転任した例はなく、指導員は、指導員主事と異なり係長以上の職に就くことができないう職であること」を不利益性のひとつにあげている。控訴人が「根拠2、4」としている点であるが、まず前段の点については、控訴人は、「指導員が公的に認知・制度化された職名であるから、過去の事例の存否を検討することは合理性がない」と記載している。右の記載が何を意味するのか不明というほかな

い。次に「係長以上の職に就くことができないう点については、控訴人は「職の変更等によって可能」というのである。ここに至っては、本件処分の不利益性を自認したものとすることができ。即ち、指導員を係長以上の職に就けようとするればその職を変更する必要があり、それは明らかに指導主事と異なるからである。

以上いづれを見ても、控訴人の「主張」はそもそも意味が不明という他なく、原判決に対する有効な批判とは到底考えられない。

二 市芦高への復帰と「訴えの利益」について

まず、控訴人の引用する最高裁判決の要旨は、「自動車運転免許の効力停止処分を受けた者は、免許の効力停止期間を経過し、かつ、右処分の日から無違反無処分で一年を経過したときは、右処分の取消によつて回復すべき法律上の利益を有しない。」というものである。

右判決に沿って本件を検討すれば、市芦高校に復帰した被控訴人らが「処分の取消によつて回復すべき法律上の利益」を有すること明らかである。即ち、正に原判決が正当に認定しているように、「本件転任処分が取り消されない限り、甲請求原告らが本件転任処分後市芦高へ

の復帰までの間に有するはずであった教職調整額等の給料請求権その他の権利、利益につき裁判所に救済を求めることができなくなるのであるから、本件転任処分の効力を排除する判決を求めることは右の権利、利益を回復するために必要な手段と認められる」のであり、訴えの利益があることは明らかであるところである（原判決一〇三頁以下）。

この点についての控訴人の「主張」も意味不明というほかない。控訴人は、「教職調整額、教員特別手当は処分取消によつて当然に支給されることにならない」と言うのであるが、該当する被控訴人らが、本件処分の結果右の各手当の支給を受けられなくなったのは控訴人も認めるところであり、被控訴人らが本件処分の取り消しを求める利益は否定すべくもない。

三 結論

以上いづれの点を見ても、控訴人の主張内容はそのほとんどが意味不明であり、一見して原判決を有効に批判するものとは言えない。

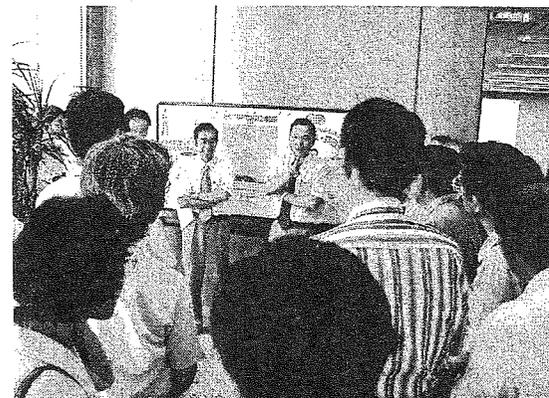
控訴人は、原判決から既に一〇カ月近い月日が経過しているにもかかわらず、右の如き無内容に等しい主張しかなし得ていない。

被控訴人らは、既に本件転任処分を受

けて以降、（復帰した被控訴人らを除き）既に一年以上の長期間にわたって教育現場から排除されている。また市芦高校に復帰した被控訴人らにおいても、本件転任処分による様々な不利益は未だに回復されていない。

控訴人が今に至るも満足な控訴理由を主張しないという態度は、教育委員会という公的立場からしても、また一訴訟当事者という立場からしても、不誠実極まりないものであり、被控訴人らとしては速やかに本件控訴を棄却されるよう求めるものである。

以上



第一回控訴審を終え、市教委側の弁論を分析・批判する村田・在間両弁護士と真剣に耳を傾ける原告と支援者

平成一一年（行コ）第一六号 懲戒処分取消請求控訴事件 控訴理由書

一、原判決の問題点

1、原判決の「甲請求」（転任処分）に対する判断は、緻密な事実認定を基礎とし、教育問題の特殊性にも深い配慮をした格調高く且つ説得力のある正当なものであった。

ところが「乙請求」（懲戒処分）についての判断は、同一の裁判所が行ったとは到底思えないような杜撰な事実認定と飛躍した乱暴な論理による不当な判断であった。

敗訴したことのみで批判する訳ではない。「乙請求」に対する原判決の判示は、被控訴人の主張を鵜呑みにした説得力のないものといわざるを得ない。

「甲請求」は原告らを勝訴させたのであるから、バランスをとって「乙請求」については敗訴させたのではないかと疑いたくなるような対照的な判断という他はない。

2、原判決の考え方を要約すると次のとおりと解される。

(一) 芦屋市職員の勤務時間については、同市の条例に定められており、教員の勤務時間及びその割振りは、委任規則により被告（被控訴人）から委任を受けた教育長が、所属長である校長の案を了承する方法で行っている。

(二) 被告（被控訴人）の職員の勤務については、市教委勤務規則に規定されており、市芦高教員にも適用されるが、勤務時間中私事のためその職務を離れ又は退庁しようとする場合には、その旨届出をし、出張を命ぜられたときは、出発前及び帰庁後に出張命令簿にそれぞれ所要事項を記入して捺印し、帰庁後直ちに復命しなければならぬと規定されている。

(三) 前田校長は勤務時間の割振りを明らかにしていた。

(四) 溝田課長は、昭和六〇年一月下旬の分会との団交の際、年休届を出すことなく支部執行委員会に出席することは認められない旨通告していた。

(五) 原告（控訴人）両名は無断職場離脱をくり返した。

(六) 勤務時間中の支部執行委員会への出席は違法であり、組合との交渉事

項になつていたとは考えられない。

(七) 原告（控訴人）らが支部執行委員会に出席していない日が処分の対象に含まれていたとしても職場離脱であるからやむを得ない。

(八) 勤務時間の弾力的運用の労使慣行、並びに出張及び年休届を事後に提出する労使慣行が成立していたとは認められない。

(九) 懲戒処分を行う際、事前に必ず処分対象者の意見を聴取しなければならぬわけではない。

(十) 無断職場離脱行為は違法行為であつて正当な組合活動とはいえず、被告（被控訴人）が不当労働行為意思を有していたか否かにかかわらず懲戒処分の対象となる。不当労働行為意思の併存があつたとしても本件懲戒処分が無効とはいえない。

(十一) 原告（控訴人）らが本件処分当時、前田校長らの再三の注意を無視して無断職場離脱を継続したことは処分の加重事由に該当し、三ヶ月間減給一〇分の一の処分が処分者の裁量権を逸脱する過重な処分であるとはいえない。

3、原判決の主たる事実誤認は次の各点である。

(一) 本件懲戒処分のなされた一九八六

年(昭和六一年)九月二十九日当時は、後述するとおり市芦高教員の勤務時間の割振りは明確にはなされていなかったにもかかわらず、なされていたと判示したこと。

(二) 教員の勤務時間の割振りについては、教員の勤務の特殊性を考慮し、弾力的な運用がなされていたことを否定したこと。

(三) 毎週火曜日の午後、兵庫高教組西阪神支部の支部執行委員会に同教組市芦高校分会の支部執行委員が年休届を出すことなく出席することは、長年にわたる労使慣行として被控訴人も認めていたにもかかわらず、これを否定したこと。

(四) 同じように出張及び年休届を事後に提出してもよいとする労使慣行の存在を否定したこと。

(五) 右(三)、(四)の労使慣行の変更については、被控訴人と支部との間で交渉継続中であつたことを認めなかったこと。

(六) 被控訴人は、控訴人兩名が支部執行委員会に出席していない日についても、出席したものと誤解して本件処分をなしているにもかかわらず、この点の解明を怠り、被控訴人の事実誤認を追認していること。

(七) 控訴人深澤は、レターボックスに入っていた前田校長の注意文書を受領しているが、同校長と被控訴人が、控訴人深澤や組合からの要請、抗議を受け入れないため、一九八六年(昭和六一年)六月一〇日以降は支部執行委員会への出席を取りやめているにもかかわらず、控訴人兩名が前田校長の再三の注意を無視したと認定していること。

4、原判決の法的判断の誤りは次の各点である。

(一) 処分対象とされた控訴人兩名の行動は、勤務時間の弾力的運用、および前記労使慣行の存在を考慮すれば、無断職場離脱と評価できないにもかかわらず、無断職場離脱に該当すると判断し、懲戒処分の対象となることを容認したこと。

(二) 懲戒処分の際に控訴人らから事情聴取をしておらず、手続上の違法があるのにこれを認めなかったこと。

(三) 本件懲戒処分は、原判決自身の「甲請求」(転任処分)に対する判示からも明らかになつており、組合の中心的活动家であつた控訴人兩名の熱心な組合活動を嫌悪し、これを弾圧する目的でなされた

不当労働行為であることは明白であるが、不当労働行為意思の存否にかかわらず懲戒処分は有効であると判示したこと。

(四) 仮りに控訴人らが何らかの懲戒処分を受けることがやむを得ないとしても、三ヶ月間減給一〇分の一との処分は、芦屋市の懲戒基準や控訴人兩名と同じような行動をとっていた他の教員らが何ら処分を受けていないことを考慮すると処分権者の裁量権を逸脱する過重な処分であるのにこれを認めなかったこと。

5、原判決は、教員の職務、勤務時間の特殊性を全く理解せず、一九八五年(昭和六〇年)、八六年(昭和六一年)当時の労使慣行の存在を根拠なく否定してしまつたため、原告(控訴人)兩名の行為は全て無断職場離脱として違法と評価し、違法行為である以上懲戒処分の対象とされるのは当然であり、たとえ処分者に不当労働行為意思があつたとしても懲戒処分は有効であると判示している。

しかし懲戒処分をするに際しては、条例や規則の定めのみから違法行為の有無を判断することは許されず、当時現実の運用はどのようななされていたか、被処分者である控訴人兩名のみならず、他の教員らがどのような行動をしていたかが考慮される必要がある。

ならず、他の教員らがどのように行動していたかが考慮される必要がある。

何故なら外見上条例や規則に反する行為があつたとしても、それが少くとも当時芦屋市においては是認され、格別問題視されない状態が長期間続いていたとすると右行為は直ちに違法と断じることとはできないし、少くとも違法性の程度は低く、懲戒処分の対象とするのは相当でないからである。

ことに労働組合活動と関連のあるものである場合は、さらに慎重な配慮がなされなければならない。個人的なレベルの問題ではなく、まず組合(分会)と被控訴人との間の問題として解決されるべきであり、組合の方針に従つて行動した控訴人兩名の責任のみを問うのは妥当でない。

二、懲戒処分の要件

1、懲戒処分は被処分者の人格、名誉、収入、地位、昇進の可能性等に重大な影響を与えるのであるから、懲戒処分がなされる場合は、慎重になされるべきであり、少くとも次の要件を充足していなければならない。

① 違法性が明らかにされていること
条例、規則上、どのような行為が違法とされ、どのような懲戒処分を

受けるかが明確にされていること。

② 平等待遇の原則

懲戒を行うに際しては、職員個人を平等に取り扱うべきであり、差別的処分をしてはならない。

③ 相当性の原則

懲戒処分は具体的事情の下で、客観的に合理的で社会的に相当なもので行われなければならない。

④ 不遡及の原則

二重処分禁止の原則(一事不再理)

⑤ 適正手続の原則

懲戒処分を行うについては、被処分者に対して懲戒の事由を予め通告し、弁明のための機会を与えなければならない。

2、本件において問題になるのは、前項の①②③④であり、さらに不当労働行為性が検討されなければならない。以下これらの点について詳述する。

三、違法性が明らかにされていること

1、刑法上の罪刑法定主義と同様、何が違法であり、違法行為がなされた場合は、どのような懲戒処分がなされるかが予め明確にされていなければならない。

どのような行為が違法であるかが明らかにされているにもかかわらず、右

規定に反する行為をなした職員に対して、これを是正し同様な行為がくり返されないよう職場の規律、秩序を維持するためになされるのが懲戒処分である。

2、芦屋市職員の勤務時間、教員の勤務時間および被控訴人職員の服務について、芦屋市条例、規則、市教委服務規則に定めのあることは原判決の判示するところである。

しかし問題は右規定にかかわらず、教員の勤務時間について現実にはどのような運用がなされていたかである。

厳格に運用されていたのであれば、違反する者に対して何らかの懲戒処分がなされるのは当然であり、規定を無視した運用がなされ、多くの教員が控訴人兩名と同じ行動をしていたのであれば、規定に違反する行為をなした者に対して、ことに控訴人兩名のみに対して懲戒処分を課することは許されない。

よつて一九八五年(昭和六〇年)、八六年(昭和六一年)当時、市芦高校教員について勤務時間の割振り、運用

がどのようななされてきたかが検討されるべきであるが、原判決はこの点を看過し、とにかく規定がある以上違反は違反であるとして短絡的な判断をしたのである。

3、教員の勤務態様の特殊性を考慮し、勤務時間の割振りが弾力的に運用されていたこと、一九八六年（昭和六一年）九月一日まで勤務時間の割振り自体が定められていなかったこと、同日以降も一月八日まで弾力的に運用されていたことは原審において詳細に主張、立証したとおりである。

弾力的に運用されていたのであるから原告ら教員が前記規定に反する行為も容認されていると考えるのは当然であり、違法性の認識はなかったか少くとも極めて低いものであった。よって前記規定に形式的に違反する行為があったとしても全て懲戒処分の対象とするのは妥当でない。

4、ことに毎週火曜日の午後、支部執行委員会に出席することは長年にわたる慣例であったことは争いのない事実である。被控訴人は「悪しき慣行」として是正しようとしていた訳であり、許されるべき慣行といえるか否かは議論のあるところであるが、少くとも長期間にわたって継続されてきた慣行であ

り、何ら懲戒処分の対象とはされていない。しかも右慣行をめぐっては被控訴人と組合が交渉継続中であつたのであるから、その決着をみるまでは従来どおりの行動をとることも許されると考へるのはやむを得ないところである。出張する場合、事前に届をするか否かについても同様の考慮が不可欠である。

四、平等な処分がなされるべきこと

1、犯罪者に対する刑事罰と同様、懲戒処分においても平等な扱いがなされるべきは当然である。

火曜日の午後の支部執行委員会への出席にしろ、事前に届をせずに出張するやり方にしろ、当時は控訴人兩名のみならず、他の教員らも同じ行動をとっていた。ところが懲戒処分を受けたのは控訴人兩名のみなのであるから平等原則に反することは明らかであり、この点からみても本件懲戒処分は違法といわなければならない。

何故控訴人兩名のみが処分されたのかについても原審で主張、立証したところであり、組合活動の先頭に立つて指導的役割りを果たしていた二人が狙いうちされたのであつた。この点は不当

労働行為と関連するので後述する。

五、非違行為に相当な処分内容であるべきこと

1、懲戒処分は、具体的な事情の下において誰もがやむを得ない処分と主肯し得る合理的なものでなければならぬ。ことも他言を要しない。

ここにおける具体的事情とは、すでに述べたところと重複する点もあるが、

違法であることがどの程度認識されていたか

勤務時間の割振り等の運用が弾力的になされていたか

被控訴人と組合との間で交渉中の事項に関するか否か

違反者が同じような処分を受けているか否か

処分事由に事実上誤りがないか否か

懲戒処分の手続きが適正に行われたか否か

懲戒処分の基準に照らして重すぎないか否か

不当労働行為意思の有無等を総合的に考慮しなければならぬ

2、本件に即してこれらの各点を検討すれば前述のとおり

違法とは解されていないか、少くとも違法性の認識の程度は著しく低く、勤務時間の運用は弾力的になされてお

り、被控訴人と組合との間で交渉中であり、他の違反者は処分されず、

支部執行委員会に出席していない日も出席したものとした事実誤認が多数含まれており、

控訴人兩名からの事情聴取は一切なされず、

何らかの懲戒処分が避けられなかったとしても、口頭訓告、文書訓告、戒告等で十分であったと考えられ、

控訴人兩名の活発な組合活動を嫌悪してなされている

のであるから、本件処分が非合理且つ社会的相当性を欠いていることは明白である。

六、適正な手続きに従って処分がなされていること

芦屋市懲戒処分規定では、処分を受けるべき者から事情聴取することができる

とされている。処分の対象となつた事実の有無について全く疑問の余地がなく、当事者間に争

いがない場合であれば、例外的に事情聴取しなくても許されるであろうが、本件のように支部執行委員会に出席したか否か、校内にいたか否か等処分対象の事実の有無について争われることが明らかに予測できる場合は、被処分者の弁明を聞くことは当然の要請である。

原判決は、この点でも誤っている。

七、不当労働行為であること

1、一九八六年（昭和六一年）七月、松本教育長が就任してからの組合弾圧は、原判決が「甲請求」（転任処分）

について判示したとおりである。同じ視点から判断すれば、本件懲戒処分も控訴人兩名が組合の中心であり、最重要な活動家であることを嫌悪し、兩名

の組合活動ひいては組合全体の活動を弾圧して弱体化させる目的でなされた処分であることに疑問の余地はない。

2、原判決の判断は何故「甲請求」と「乙請求」において全く異つたのであ

ろうか。

原判決は、違法行為がある以上、たとえ不当労働行為意思が併存していても懲戒処分は許されるとの見解によつたため判断を誤つたものという他はない。

このような考え方が容認されるので

あれば、処分者はとるに足りない、通常なら問題にされないような些細な非違行為をことさらに取り上げて処分することによつて、真の狙いである不当労働行為を実現できることになつてしま

う。よつて原判決の右見解が誤りであることは明白である。

3、非違行為と不当労働行為意思が併存する場合は、その軽重が比較衡量されなければならない。

即ち、処分者の真意が違法行為を是正することより、被処分者の労働組合活動を弾圧することにあると判断される場合は、懲戒処分は不当労働行為として無効といわなければならない。

仮りにそうでないとしても前記五で述べた社会的相当性の判断において不相当と判断する重要な要素になるとい

うべきである。なお本件懲戒処分は、単なる無断職

場離脱が問題とされたものではなく、毎週火曜日の午後の支部執行委員会への出席行為そのもの妨害、禁止することがそもそもの目的であつたことを忘れてはならない。

大阪高裁別館 (白い建物)





阪神芦屋駅で「夜間定時制を守れ!」「定時制統廃合反対!」の署名活動をする市芦分会員たち

夜間定時制を守る闘いが続けられている。「統廃校反対」の署名は、兵高教へ約二〇、〇〇〇名分、「守る会」へ約七、〇〇〇名分が届けられ一万人署名をめざしている。以下、訴えの内容の一部を掲載する。

神戸の夜間高校を守る会ニュース第3号
2000年10月23日発行
発行責任者 阪本 賢治
「なくさんといて」より

まだまだ小さな会であるが、署名活動も始めた。「私も高校に行きたかったわ」という六〇才ぐらいの女性、「空港なんか作る金があったら、学校つぶさんでもええのに、神戸市はなに考えとんや」と怒るサラリーマン。「私の息子も定時制卒業しましたんや、当時の先生にはえらいお世話になって」と懐かしそうに寄ってくる買い物帰りのおばさん。みんな手荷物を置いて署名をする。

高校の教職員組合は、この二校の統廃合について反対の意思表示をしていない。未組織若年労働者の学校がつぶされようとするときに、「守る会」の訴えが未組織の人たちに共感の輪を広げつつある。(C)
(この記事は、神戸市民救援会議の「救援ニュース」より許可を得て転載しました。)

なぜ定時制を統廃合しなければならぬのか、納得のいく説明は一切なし。

去る九月二二日(金)、教育委員会学校振興課が御影工業高校(定時制)に対して今回の工業高校再編問題で説明を行った。当該校であるにもかかわらず、あまりにも情報がないまま進められている今回の計画に対し、現場では不信感が渦巻いている。

教育にも合理化は必要と発言

夜間定時制高校の廃校に反対し、夜間定時制高校の一層の充実を求める署名活動を展開

三〇〇〇名を突破

連日の街頭での署名活動や、送られてきた署名用紙などが、現在約3000名に達しました。ご協力ありがとうございます。尼崎や姫路などでも、教職員組合が「定時制つぶし反対」の署名活動を行ない、全国的な反対運動を展開しています。

街頭署名でも「定時制高校つぶすなんて、ひどいわ!」の声を聞きます。私たちの声を結集して、「定時制つぶし」の攻撃と闘いましょう。

怒りの葡萄

神戸市は、市立の夜間高校を廃止する計画を発表した。神戸市立長田工業高校と神戸市立御影工業高校の二校が、その対象である。

長田工業高校は、産業高校と大和田工業高校を統廃合してできた学校で、創立20周年記念行事を行ったばかりの新しい学校である。御影工業高校は、青年労働者ばかりでなく、いったん高校や大学を卒業後電気工学を学ぶ必要にせまられた社会人にも門戸を開いている学校である。

神戸市内では、伝統を誇る県立東神戸高校(灘区)が、来春の入試を行わず廃校となる。女子の夜間高校、県立御影高校定時制があったことをおぼえている人は、もう少ないだろう。

少子化の時代といわれている。全日制高校への進学者も夜間高校への進学者も。二〇年前に比べれば減少しているのは確かである。いまこそ、四〇人学級から欧米並みの三〇人以下学級にする絶好の機会だ、という声に耳を傾ける気配もない。

夜間高校だけでなく、全日制高校にも統廃合の動きがある。しかし、同じ統廃合でも全日制高校と夜間高校では、生徒に与える影響は大きく違う。

仕事を終え駆けつけなければならぬ夜間高校は、職場に近くなければ通えない。どんなにピカピカの新しい学校ができて、遠くになれば勉強を断念する以外はない。通学時間は三〇分以内、交通至便なところに分散配置されていることが生徒にとって最も重要なんだ、と夜間高校のベテラン教師はいう。

七月一六日「神戸の夜間高校を守る会」が、夜間高校卒業生らによって発足した。

ならぬ。どこに建てても行ける子と行けない子が出てくる」などと、開き直りとも取れる発言が続いた。

長田工業については、建て替えなければならない時期で、施設・設備も古いからの理由も出されたが、だからつぶして別の学校と統廃合するというのは本末転倒ではないか。建て替えなければならないのなら、建て替えればいいのか。古くなつたから統廃合するというのでは、楠高校などはどうなるのか。

また、上記スケジュールが決まっている中で、それに向けての論議は遅れに遅れている。全日制の基礎工学科、定時制の総合技術科の新設が打ち出されているが、それがどのようなことをするのかもまだ「検討中」である。施設・設備については検討してきたというが、どのようなものになるのか、本当に今よりも素晴らしい学校ができるのかという質問についても、実際のところ予算が厳しい、最大限の努力はしたいが、どこまでできるかは分からない、という答ばかりである。

問題が山積する今回の計画

定時制高校は特に職場や家庭から近いことが大切である。奥田主席もその点を認め、逆に「なぜ組合が北区や西区に定時制

高校を作れと言わないのか」などと発言。それではそのように要求しますと教員からの答えが返ってきた。定時制高校を増やすことができればそれに越したことはない。しかし、現時点では、今ある定時制高校を減らさないことが少なくとも原則ではないか。そのためにも、長田工業と御影工業(定)は、そのままの場所に残すことがベストである。

その他、現地が病院に隣接していること、夜は暗くて危険が多いことなどの問題もある。まだまだ議論しなければならぬ問題が山積しているのに、時間がどんどん過ぎていく。結局、時間切れでとにかくゴーサインを出すしかないという状況に持っ

ていこうという意図が明らかである。学校長もまったくあてにならない。御影工業高校の校長としてではなく、自分がかつて教育委員会にいた者として、今回の計画に密接に関わってきたことをとうとうと話し、「震災後の神戸市の経済状況の厳しい中で、なんとかここまでこぎつけていたのだ」と発言をするような人物である。校長は、その後の会議でも「新しい学校に行く、行かないの論議をしても仕方がない。行くという前提で将来像検討委員会を開いて、新しい学校をどんな学校にするのかを議論したい」と発言。教職員から「校長は御影工業の校長か、それとも教育委員

会の人間か」とひんしゆくを買っている。実は「御影工業高校がなくなるという大問題について、きちんと話し合いの場を持つてほしい」という声は夏休み前から出ていた。そのような教員側からの要望に対し、だからだと問題を先延ばししたばかりか、結局この問題には触れずに新工業高校をどうするかというところに話を持って行くこととする不誠実な態度は、生徒や保護者、卒業生、そして教職員を裏切る行為と言わざるを得ない。この校長にとつては、御影工業高校の将来がかかっているという大問題も、定時制の統廃合という大問題も、どうでもいいことなのである。

今回の統廃合は生徒を犠牲にするもの

結論的に言うと、新しい学校で思い切つて二一世紀に対応できるような工業教育をやるのだといいながら、実際のところは予算は厳しい。いいものを作りたいと願っているが、今のところは何も約束できない。結果的にどうなるかは誰にもわからないし、願ったような設備ができないことが十分ありうるというのが現状である。御影工業と神戸工業の統廃合は本当に必要なのかという疑問もまだまだ残る。今回のことは四つの学校をひとつにまとめるリストラであつて、定員も浮く、需要費等も浮く、土

地も利用できる。まさにそこに狙いがあるのではないのか。そしてリストラには犠牲者が伴うのだ。

県は定時制高校をどんどん減らしている。定時制は地域に密着してこそその価値がある。長田工業が長田に、御影工業が御影にあることが大切だ。どうして現在地で充実・発展させていく方策を考えていかないのか、現場の声を無視した統廃合計画は到底納得できない。



阪神芦屋駅で「夜間定時制を守れ!」「定時制統廃合反対!」の署名活動をする兵高教と芦屋地協の組合員たち

神戸の夜間高校を守る会

署名活動 三宮センター街東口

十一月二三日一二〜一四時